7．金融商品の時価等について

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、一般勘定においては、資金の余剰が生じた際には、短期又は長期の預金及び国公債等に限定した運用を行っている。

文献情報提供勘定においては、文献情報提供事業収益による資金余剰が生じた際には、短期又は長期の預金及び国公債等に限定した運用を行っている。

革新的新技術研究開発業務勘定においては、基金の資金運用に当たって、支払時期が１年を超えると見込まれる資金については、短期的な資産運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な資金運用を行うこととしている。独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、短期または長期の預金等に限定した運用を行っている。

投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、国公債等を保有しており株式等は保有していない。

開発委託金回収債権は、個別案件毎に債権区分を設け、保証や担保を設定し、与信管理を行っている。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、同表には含めていない（（注２）参照）

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①現金及び預金	75,575,025,074	75,575,025,074	0
②売掛金	489,657		
貸倒引当金	△ 34,523		
	455,134	455,134	0
③投資有価証券	1,870,726,779	1,597,810,000	△ 272,916,779
満期保有目的の債券	1,870,726,779	1,597,810,000	△ 272,916,779
④開発委託金回収債権	7,195,515,558		
貸倒引当金	△ 1,057,517,507		
	6,137,998,051	6,160,371,394	22,373,343
⑤未払金	(2,679,617,897)	(2,679,617,897)	0

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示している。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

②売掛金

売掛金については回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

③投資有価証券

投資有価証券の時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっている。

④開発委託金回収債権

開発委託金回収債権については無利息であることから、債権区分毎に時価を算出している。一般債権については、リスク・フリーに近い市場利子率である国債流通利回りを基礎とする割引率により、当該債権の割引現在価値を算出し、貸倒実績率に基づく貸倒引当金を控除することで時価を算出している。

また、貸倒懸念債権並びに破産更生債権等については担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

⑤未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

（注２）有価証券

非上場株式（貸借対照表計上額788,012,174円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていない。

8．固有の表示科目について

開発委託金

国立研究開発法人科学技術振興機構法第18条第１項第２号に規定する新技術の企業化開発のため企業等に委託し、支出した金額

開発委託金回収債権

新技術の企業化開発が成功した場合等の開発委託金の確定金額

9．行政サービス実施コスト計算書関係

行政サービス実施コスト計算書の引当外退職給付増加見積額のうち国等からの出向職員に係るものの額は733,800円である。

10．厚生年金基金の代行部分の返上について

（一般勘定）

当機構は厚生年金基金の代行部分について、平成28年10月１日に厚生労働大臣から過去分支給義務免除の認可を受けた。また、同日に同厚生年金基金から、企業年金基金（確定給付企業年金）へ移行した。

これに伴う行政サービス実施コストの減少額は6,931,787,729円である。

（文献情報提供勘定）

当機構は厚生年金基金の代行部分について、平成28年10月１日に厚生労働大臣から過去分支給義務免除の認可を受けた。また、同日に同厚生年金基金から、企業年金基金（確定給付企業年金）へ移行した。

これに伴い、損益計算書において臨時利益79,585,342円を計上している。

11．退職給付にかかる見積額について

（一般勘定）

過年度の財務諸表において、退職給付債務及び年金資産の認識額が誤っていたことにより、引当外退職給付増加見積額が6,059,839,366円過小に計上されていた。このため、当年度の行政サービス実施コスト計算書の引当外退職給付増加見積額において、当年度発生額に加え当該過小額の計上を行った。

（文献情報提供勘定）

過年度の財務諸表において、退職給付債務及び年金資産の認識額が誤っていたことにより、退職給付引当金が88,030,852円過小に計上されていた。このため、当年度の損益計算書において、当該過小額について臨時損失に計上するとともに、貸借対照表において同額の退職給付引当金の追加計上を行った。